平成２７年（フ）第３２７号
京都府城陽市久世北垣内78番地の８　レスパス城陽103号、前住所京都府城陽市平川横道81番地の１　グローバル久津川301号
債務者　中村　宗介
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３９号
京都市伏見区片桐町１番地　桃陵団地７棟401号
債務者　平原　博文
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
京都市伏見区桃山長岡越中北町49番地１　スペースシンシア105号
債務者　永野　眞範
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６０号
京都市山科区栗栖野中臣町１番地　勧修寺第一市営住宅第５棟103号
債務者　鳩山　紫乃
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
京都府向日市物集女町五ノ坪６番地　ハイツナカムラⅡ303号
債務者　岡田　輝枝
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６３号
京都市右京区西院西今田町９番地１　コスモハイツやさか301号
債務者　永井　利明
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
京都府亀岡市塩屋町14番地　リベーラ塩屋203号
債務者　清水　　元
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
大阪府柏原市旭ケ丘３丁目15番41―107号　コーポ西村
債務者　芥子　一彦
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
大阪府富田林市緑ケ丘町１番１―507号
債務者　芥子　一子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
堺市堺区出島町２丁７番16号
債務者　泉谷　和枝
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３１９号
堺市東区日置荘西町４丁30番10号
債務者　生長　功一
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３３号
大阪府柏原市平野１丁目12番５―202号　カサグレープ
債務者　古川トク江
１　決定年月日時　平成27年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
福岡県築上郡吉富町大字広津336番地３
債務者　井上志保美（旧姓淀原）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目９番34号　清田コーポ10号
債務者　木許美奈子
１　決定年月日時　平成27年５月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
北海道伊達市北黄金町49番地3514
債務者　上部紀代美
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
盛岡市大新町６番10号
債務者　谷地　　久
１　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第９７号
静岡県富士宮市大中里1463番地の６パーク中里Ａ102
債務者　石川　香織（旧姓望月）
１　決定年月日時　平成27年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
静岡地方裁判所富士支部